

申請書等に係る性別欄について

要 旨

性的少数者の精神的な苦痛や生きづらさの軽減を図るため、本年4月から申請書等の性別記載を原則行わないこととした。

概 要

1 概 要

本市では、「第5次沼津市男女共同参画基本計画」で施策の方針の1つとして掲げている「多様な性のあり方の尊重」に基づき、令和3年度に申請書等の性別欄の調査、見直しを行い、本年4月から申請書等の性別記載を原則行わないこととした。

2 基本的な考え方

(1) 基本方針

業務上、性別情報が必要な場合を除き、性別欄は設けない。ただし、法令等において様式が定められ、市に裁量の余地のないものは除く。

(2) 性別情報が必要な場合の配慮

ア 可能な限り性別欄は自由記載とする。

イ 自由記載が難しい場合、「男」「女」以外に「その他欄」を設けるなどの配慮をする。

3 「2 基本的な考え方」に基づく対応状況 別紙のとおり

4 見直した申請書等の例 別紙のとおり

お問い合わせ先

沼津市役所 企画部 地域自治課
直通:055-934-4807



申請書等に係る性別欄について

1 「基本的な考え方」に基づく対応状況

- (1) 性別欄のある申請書等 421 件
うち、国・県等の制度によるもの 142 件
市の定めによるもの等 279 件・・・見直しの対象

(2) 279 件の見直し対象のうち

性別欄を廃止するもの	134 件
配慮した記載方法とするもの	55 件
廃止しないもの	90 件

計 189 件
見直し対象のうち約 7 割に相当

※ 廃止しないものの理由（例）

- ・医療上、性別情報を把握する必要がある
- ・施策の実施に当たり、性別情報を把握する必要がある
- ・男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある
- ・統計上、性別情報を収集する必要がある 等

2 見直しした申請書等の例

- (1) 市営住宅同居承認申請書（性別欄を廃止）
(2) 介護保険被保険者証交付申請書（性別欄を廃止）
(3) こども医療費受給者証（性別欄を廃止）